

市民に開かれ信頼される議会を誓い制定

○議会議員政治倫理条例

(趣旨)

議員の政治倫理に関し必要な事項を定め、市政に関わる権能と責務を深く自覚し、政治倫理基準を遵守して活動し、自ら研さんを積み、資質を高め市民の信頼に値する倫理性を自覚し保持に努めることを目的とします。

- 政治倫理の主な基準**
- 議員は、職務に関し不正の疑惑を持たれたり、品位や名譽を損なう行為をしません。
 - 議員は、常に人格と倫理の向上に努め、地位を利用して不正に金品を受け取りません。
 - 議員は、市が行う許可、認可、請負その他の契約等に関し、地位を利用して推薦や紹介など不正にその影響力を行使しません。
 - 議員は、市が行う許可や契約等に係る企業などから寄附を受けません。
 - 議員は、市職員の採用等人事に関し、推薦や紹介など地位を利用して不正にその影響力を行使しません。
 - 議員は、政治倫理に反すると疑惑を持たれたときは、自ら誠実に疑惑の解明に当たり、責任を明らかにします。



多くの意見交換がなされた議員と語る会

○議会基本条例

(趣旨)

この条例は、議会及び議員の基本的な事項を定め、議会の使命及び役割を明らかにすることにより、市民の多様な意見を把握し、市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とします。



基本条例、政治倫理条例を制定した3月定例会

基本条例の主な条項

- 第2条では、議会の基本方針は、執行機関の監視や評価を行う事はもちろんのこと、市民の意思を市政と議会活動に反映させることが、市民から選ばれた最大の責務であることをうたっています。
- 第6条では、請願や陳情の際に提出者である市民が意見を述べる機会を設け、市民参加を促進します。
- 第7条では、市民に開かれた議会を目指し、市民の意見を伺うための議会報告会を開催することとし、広聴活動を積極的に行うことを定めています。
- 第13条では、議会は市長部局の提案を承認するだけの機能ではなく、議会が機関として持つ、条例提案、議案修正等を通じて、市長部局へ積極的に政策立案、政策提言を行うことになっています。
- 第19条では、他の議会との交流を通じて、政策等の意見交換を行い、市政へ反映させるために連携を図ります。
- 第23条では、条例の目的が達成されているか毎年検証し、継続的に議会改革を推進するために「議会改革推進会議」を設置することをうたっています。
- 第29条では、この条例は議会の最高規範であり、この条例の趣旨を尊重するよう定めています。